

第17期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

主要な事業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

第17期（2025年4月1日～2026年3月31日）

RIETEC

 日本リーテック株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

主要な事業所（2026年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

- ① 本店 東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
- ② 本部・支店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
【本 部】		【支 店】	
鉄 道 本 部	東 京 都 千 代 田 区	盛 岡 支 店	岩 手 県 盛 岡 市
社 会 イ ン フ ラ 本 部	東 京 都 千 代 田 区	仙 台 支 店	仙 台 市 宮 城 野 区
電 力 シ ス テ ム 本 部	東 京 都 千 代 田 区	新 潟 支 店	新 潟 市 江 南 区
		中 央 支 店	千 葉 県 松 戸 市
		横 浜 支 店	横 浜 市 磯 子 区
		千 葉 支 店	千 葉 市 中 央 区
		高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
		西 日 本 支 店	大 阪 市 北 区
		東日本道路インフラ支店	東 京 都 江 戸 川 区
		西日本道路インフラ支店	愛 知 県 あ ま 市
		ビルインフラ支店	東 京 都 荒 川 区
		東日本電力支店	東 京 都 荒 川 区
		西日本電力支店	広 島 市 東 区

(注) 当社の施工体制は鉄道本部、社会インフラ本部、電力システム本部の3本部にて構成されており、地方営業拠点につきましては各本部の管轄下に置いております。

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社保安サプライ	東京都中央区新川一丁目29番地13号
株式会社シーディーサービス	東京都台東区下谷一丁目13番地6号
株式会社保工北海道	北海道札幌市中央区北一条東十四丁目1番地12
株式会社保工東北	宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の6
交通安全施設株式会社	東京都品川区大崎一丁目20番8号
NRシェアードサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目6番地

従業員の状況（2026年3月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
男 性	1,245名	93名減
女 性	189名	9名増
合 計	1,434名	84名減

- (注) 1. 従業員数には、当社グループ外からの出向者57名及び臨時従業員105名を含み、当社グループ外への出向者12名は含んでおりません。
2. 前連結会計年度において、連結子会社でありましたNR電車線テクノ(株)は、2025年10月1日付でNR信号システム(株)を存続会社とする吸収合併（合併後、NR電気システム(株)に商号変更）により消滅し、連結の範囲から除外した影響で、前連結会計年度末比で減少しております。

（2）当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	1,011名	4名減	42.8歳	15.7年
女 性	113名	12名増	44.6歳	13.8年
合 計	1,124名	8名増	43.0歳	15.5年

- (注) 従業員数には、社外からの出向者71名及び臨時従業員76名を含み、社外への出向者29名は含んでおりません。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	46,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確には区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積もり等が、当社の事業規模に適切であるか必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人に対する報酬等に対して、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定 2025年6月25日)

【内部統制システム構築の基本方針】

- ① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 日本リーテックグループは、コーポレートガバナンス体制の中において、「コンプライアンス行動規範」を設け、以下を定めている。

企業の役員、使用人が法令を遵守することは当然であり、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

日本リーテックグループは、この観点から社会規範及び倫理並びに法令等厳守することにより、公正かつ適切な経営の実現を図る。
 - ・ 日本リーテックグループ各社の取締役及び執行役員は、この実践のための経営の基本方針をはじめ企業行動規範及び日本リーテックグループ各社の倫理方針に従い、日本リーテックグループ全体における法令並びに企業倫理の遵守と浸透を図る。
 - ・ 当社はコンプライアンス責任者として取締役若しくは執行役員からコンプライアンス担当役員を任命し、日本リーテックグループのコンプライアンス体制の構築並びに問題点の把握に努める。また、コンプライアンス担当役員はコンプライアンス委員会の委員長を兼務する。
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、経営の基本方針の他、コンプライアンス行動規範及び日本リーテックグループ各社の倫理方針を含めた実践的運用と徹底を行うとともに、経営環境の変化や内外の定期的な情報収集等により整備・改善を行う体制を構築する。また、コンプライアンス担当役員に日本リーテックグループ各社の使用人に対するコンプライアンス教育を行わせる。
 - ・ 日本リーテックグループの使用人は、日本リーテックグループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、所属会社又は当社に報告する。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指

揮、監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合は適切な対策を講じる。

- ・ 日本リーテックグループにおける法令遵守上疑義ある行為等について、使用人が直接通報できる社内外の内部通報窓口を確保すると共に通報者に不利益がないことを確保する。
- ・ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況、結果について適切に日本リーテックグループの取締役、執行役員、使用人に開示し周知徹底する。
- ・ コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス委員会（事務局：リスク統括部）を直轄する。コンプライアンス委員会はコンプライアンス担当役員の指示により、日本リーテックグループのコンプライアンス体制維持並びに業務執行状況の把握に努める。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録含む。）その他重要な情報を法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理する。
 - a. 株主総会議事録、b. 取締役会議事録、c. 取締役が主催するその他重要会議の議事録、d. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類、e. その他取締役会が決定する書類
- ・ 取締役は、常時上記に示す文書等を閲覧できるものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社の定めるコーポレートガバナンス体制における日本リーテックグループ全体のリスク管理体制を整備し、取締役会は企業価値を高め企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
- ・ リスク管理体制整備のため、次の措置をとる。
 - a. リスク統括管理責任者として担当取締役（以下「リスク統括担当役員」という。）を任命する。
 - b. リスク統括担当役員は、リスク管理体制に基づき日本リーテックグループ全体のリスク管理体制の整備、浸透及び問題点の把握に努める。
 - c. 代表取締役、リスク統括担当役員及び有事に関係する業務執行担当取締役、その他必要な人員を構成とするリスク統括委員会を設置し、有事に際しては即時、適切かつ迅速に対応する。
- ・ 上記のほか、事業の継続を確保するため、以下のリスク管理体制を整備する。
 - a. 事故、火災、疾病、自然災害等重大な損失を被るリスク
 - b. 取締役及び使用人の不適正な業務執行により重大な支障を生じるリスク

- c. 基幹 I T システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- d. その他取締役会が極めて重大と判断するリスク

- ⑤ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役、その他の業務執行担当取締役及び執行役員については、社内規程に基づき業務の執行を行わせる。
 - ・ 特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員への権限委譲を行うため、委任型の執行役員制度を導入する。
 - ・ 取締役会機能を強化し、経営効率を向上させるため、代表取締役及びその他の業務執行担当取締役、執行役員及びその他必要な人員により構成する経営会議を設ける。
 - ・ 代表取締役及びその他の業務執行担当取締役に委任された事項については、社内規程による。なお、これらの規程は、法令の改廃があった場合及び職務執行の効率化が必要な場合、随時見直しをする。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策の他、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス行動規範を整備する。
 - ・ 日本リーテックグループ各社の取引は、法令、会計規則、税法他社会規範に照らし適正なものではない。
 - ・ 代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、日本リーテックグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。この中には日本リーテックグループ各社の取締役に対し、取締役職務の執行に係る事項の当社への報告、情報の保存及び管理に関する体制の構築について指導を行うことも含まれる。
 - ・ 当社監査部は、日本リーテックグループ各社における内部監査を実施し、日本リーテックグループ全体に亘る内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況及び結果はその重要性に応じ取締役会をはじめ経営会議に報告する。
 - ・ 日本リーテックグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとする。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための監査等委員会補助使用人を置くことができる。

- ⑧ 前号の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号の補助使用人の独立性並びに補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、補助使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないものとし、人事異動、人事評価、懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならない。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 代表取締役及び業務執行担当取締役は、経営状況及び担当業務の執行状況の他、経営会議等重要な会議の内容について、定期的に監査等委員会へ報告を行う。
 - ・ 代表取締役、業務執行担当取締役及び執行役員並びに日本リーテックグループの取締役及び使用人は、以下に定める事項について遅滞なく監査等委員会へ報告を行う。
 - a. 会社の信用を大きく低下させ、又はその恐れのある事項
 - b. 会社の業績に大きく影響を与え、又はその恐れのある事項
 - c. 安全、衛生、環境に関する重大な被害を与え、又はその恐れのある事項
 - d. コンプライアンス行動規範に定める企業行動規範に反する行為で重大な事項
 - e. その他日本リーテックグループ各社を含む上記 a から d に準ずる事項
 - ・ 監査等委員会に報告を行った者に不利益がないことを確保する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに使用人は、監査等委員会が必要とする事項並びに日本リーテックグループ各社の業務及び財産状況を調査する場合は的確に対応する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会の監査環境を整備する。また、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等は速やかに行う。
 - ・ 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換を開催すると共に、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的監査業務の遂行を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図っていく。

⑪ 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- ・ 財務報告の作成にあたっては、公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- ・ 信頼性ある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自ら評価し、有価証券報告書内で内部統制報告書として結果報告を行うと共に、不備事項については適時に改善を実施する。
- ・ 財務報告における内部統制の役割について社内周知徹底を図るため、定期的な研修の実施を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりとなります。

【内部統制システムの運用状況の概要について】

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社グループに従事する全従業員の行動指針として「日本リーテックグループコンプライアンス行動規範」を制定しております。また階層別研修や各事業拠点の機関会議、毎年8月の「コンプライアンスの日」等において、定期的にコンプライアンス教育や総点検を実施するなど、コンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

また、コンプライアンス相談窓口として、当社グループ社員が直接通報できる内部ヘルプラインと、顧問弁護士事務所を通じて通報できる外部ヘルプラインを設け、問題の早期発見と改善措置に努めております。

② 取締役の業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役6名）で構成され、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われると共に、重要事項の審議・決議を行っております。なお、社外取締役は、独立した立場から決議に加わると共に、経営の監視・監督を行っております。また、社外取締役においては、施工現場視察、安全大会参加等により業務執行取締役の執行状況の実態把握に取り組んでおります。

③ 損失の危険の管理に関する取組み

当社において発生が懸念されるリスクや事象を類型別にまとめ、毎年2回、経営会議をはじめとする機関会議において周知徹底を行い、必要に応じて、その内容を取締役に報告し、リスク発生の未然防止と適切な管理に努めております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社は、一定の事項について日本リーテックグループ各社に報告を求め、承認を行う体制としている他、毎年2回、グループ各社の社長が出席する「グループ会社社長会」を開催し、経営状況や業務執行状況等についての報告を受け、指導を行っております。

また、グループ会社の役員を対象とした研修会を開催しており、ガバナンス体制の強化に努めております。

⑤ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保等に関する取組み

監査等委員会の監査が実効的に行われるため、社外取締役を含む監査等委員は、毎月1回、監査等委員会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行っております。また、常勤監査等委員は、経営会議等の重要会議に出席すると共に、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	1,430,962	3,205,423	56,988,902	△769,647	60,855,640
当期変動額					
剰余金の配当			△1,905,840		△1,905,840
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,551,331		5,551,331
自己株式の取得				△44	△44
自己株式の処分		31,296		26,106	57,402
自己株式の消却		△444,108		444,108	－
連結除外による利益 剰余金の減少額			△108,931		△108,931
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△412,811	3,536,559	470,169	3,593,917
当期末残高	1,430,962	2,792,611	60,525,462	△299,478	64,449,557

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	2,321,136	552,119	2,873,256	63,728,897
当期変動額				
剰余金の配当				△1,905,840
親会社株主に 帰属する当期純利益				5,551,331
自己株式の取得				△44
自己株式の処分				57,402
自己株式の消却				－
連結除外による利益 剰余金の減少額				△108,931
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,333,154	△386,355	1,946,798	1,946,798
当期変動額合計	2,333,154	△386,355	1,946,798	5,540,716
当期末残高	4,654,291	165,763	4,820,055	69,269,613

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…6社

(株)保安サプライ、(株)シーディーサービス、(株)保工北海道
(株)保工東北、交通安全施設(株)、NRシェアードサービス(株)

(2) 非連結子会社の名称等

NR電気システム(株)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

連結子会社でありましたNR電車線テクノ(株)は、2025年10月1日付でNR信号システム(株)を存続会社とする吸収合併（合併後、NR電気システム(株)に商号変更）により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数…2社

日本鉄道電気設計(株)、東日本電気エンジニアリング(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

NR電気システム(株)

(株)ケンセイ

持分法を適用しない会社は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品等 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法

また、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間5年に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の取立不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事にかかる責任補修費用の支出に備えるため設定しており、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上することとしております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

・電気設備工事業

電気設備工事業は、鉄道電気設備、道路設備、屋内外電気設備、送電線設備の工事請負を行っており、顧客との契約における履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原価比例法によって見積っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・兼業事業

兼業事業は、主に交通施設の標識及び交通安全用品の製造・販売等を行っており、商品及び製品の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

・不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、土地、建物等の賃貸を行っており、賃貸の期間にわたって収益を認識しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(会計上の見積りに関する注記)

履行義務の充足に係る進捗度等に基づいて一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高

- ・当連結会計年度計上額 62,269,482千円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、これに応じて一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高を計上しています。工事収益総額は当事者間で合意された工事契約等に基づき、工事原価総額は工事案件ごとの実行予算に基づき、履行義務の充足に係る進捗度は原価比例法により、それぞれ見積っています。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、新たな合意による工事契約の変更、工種並びに工法の見直し、工事着手後の作業内容の変更、実行予算作成時に顕在化していなかった事象の発生等の状況変化により変動する可能性があり、不確実性を伴います。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類の一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高に影響を及ぼす場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産

受取手形・完成工事未収入金等	17,507,854千円
契約資産	30,710,025千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,091,427千円

3. 債権流動化による売掛債権譲渡高

受取手形・完成工事未収入金等	6,417,116千円
----------------	-------------

(連結損益計算書に関する注記)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	25,617,717	—	500,000	25,117,717
合計	25,617,717	—	500,000	25,117,717
自己株式数				
普通株式	866,538	22	529,392	337,168
合計	866,538	22	529,392	337,168

(注) 発行済株式数の減少500,000株は、自己株式の消却によるものであります。

自己株式数の増加22株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

自己株式数の減少529,392株のうち、500,000株は自己株式の消却、29,392株は取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分によるものであります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,905,840	77.00	2025年 3月31日	2025年 6月26日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,032,005	82.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気設備工事業を行うための設備投資計画・資金計画に照らして、必要な資金を主に自己資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、工事毎及び取引先毎に営業担当部署が残高管理を行い、主要な取引先の信用状況及び財務状況について定期的にモニタリングしております。また、投資有価証券は主として株式であり定期的に時価や財務状況等を把握し経営者層に報告しております。

支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算期）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	48,217,880	47,813,933	△403,946
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	60,000	59,584	△415
その他有価証券	8,750,459	8,750,459	－
(3) リース債務（固定負債）	(873,902)	(887,730)	△13,827

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 「現金預金」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」並びに「未払法人税等」については、短時間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 11,252,155千円）は「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	8,750,459	－	－	8,750,459

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
受取手形・完成工事未収入金等	－	47,813,933	－	47,813,933
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	59,584	－	59,584
リース債務（固定負債）	－	(887,730)	－	(887,730)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社グループが保有している地方債は相場価格が入手できないため、元利金の合計額と当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

(単位：千円)

	電気設備工事業	兼業事業	不動産賃貸事業	合計
鉄道電気設備	36,989,800	—	—	36,989,800
道路設備	11,987,387	—	—	11,987,387
屋内外電気設備	8,873,300	—	—	8,873,300
送電線設備	12,632,382	—	—	12,632,382
兼業	—	3,164,449	—	3,164,449
顧客との契約から生じる収益	70,482,870	3,164,449	—	73,647,320
その他の収益	—	—	397,578	397,578
外部顧客への売上高	70,482,870	3,164,449	397,578	74,044,898

2. 収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務（兼業事業に係る履行義務については、当初に予想される契約期間が1年以内のため除く。）に配分された取引価格の総額は59,624,085千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて約9割は3年以内に収益を認識すると見込んでおります。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を所有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は203,837千円の利益（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上。）であります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
2,974,330	7,430,169

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主なものについては不動産鑑定士による「鑑定評価」（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）によるものであり、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,795円 32銭
1株当たり当期純利益	224円 12銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,916,804	流動負債	23,807,972
現金預金	4,161,564	電子記録債務	1,367,243
受取手形	181,365	工事未払金	9,742,648
完成工事未収入金	45,465,214	買掛金	21,268
売掛金	171,036	未払金	1,484,336
未成工事支出金	1,056,703	未払費用	690,841
材料貯蔵品	63,463	未払法人税等	1,721,339
その他	817,456	未成工事受入金	1,225,571
固定資産	30,974,443	完成工事補償引当金	3,050
有形固定資産	19,354,800	賞与引当金	2,422,810
建物・構築物	8,447,084	役員賞与引当金	73,429
機械・運搬具	87,752	その他	5,055,431
工具器具・備品	232,249	固定負債	6,336,142
土地	8,917,357	リース債務	832,815
リース資産	1,107,815	退職給付引当金	4,468,429
建設仮勘定	562,541	その他	1,034,896
無形固定資産	268,814	負債合計	30,144,114
ソフトウェア	235,070	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	25,276	株主資本	48,126,321
その他	8,467	資本金	1,430,962
投資その他の資産	11,350,829	資本剰余金	2,775,596
投資有価証券	7,860,889	資本準備金	649,201
関係会社株式	1,864,998	その他資本剰余金	2,126,394
長期貸付金	1,234,569	利益剰余金	44,219,241
その他	394,797	利益準備金	220,240
貸倒引当金	△4,425	その他利益剰余金	43,999,000
		別途積立金	19,500,000
		圧縮積立金	774,500
		繰越利益剰余金	23,724,500
		自己株式	△299,478
		評価・換算差額等	4,620,812
		その他有価証券評価差額金	4,620,812
		純資産合計	52,747,133
資産合計	82,891,247	負債・純資産合計	82,891,247

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	64,925,458	
兼業事業売上高	347,527	
不動産事業売上高	458,046	65,731,032
売上原価		
完成工事原価	54,247,011	
兼業事業売上原価	280,332	
不動産事業売上原価	259,317	54,786,661
売上総利益		
完成工事総利益	10,678,447	
兼業事業総利益	67,194	
不動産事業総利益	198,729	10,944,371
販売費及び一般管理費		4,909,913
営業利益		6,034,458
営業外収益		
受取利息配当金	399,048	
雑収入	65,617	464,666
営業外費用		
支払利息	109,286	
物品売却損	42,196	
雑支出	38,056	189,539
経常利益		6,309,585
特別損失		
固定資産除売却損	232,554	
損害賠償金	45,988	278,542
税引前当期純利益		6,031,042
法人税、住民税及び事業税	1,666,500	
法人税等調整額	△54,138	1,612,361
当期純利益		4,418,681

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	圧縮積立金	
当期首残高	1,430,962	649,201	2,539,206	3,188,408	220,240	19,500,000	787,768
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
圧縮積立金の取崩							△13,268
自己株式の取得							
自己株式の処分			31,296	31,296			
自己株式の消去			△444,108	△444,108			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			△412,811	△412,811			△13,268
当期末残高	1,430,962	649,201	2,126,394	2,775,596	220,240	19,500,000	774,500

項目	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	21,198,391	41,706,400	△769,647	45,556,122	2,304,076	47,860,199
当期変動額						
剰余金の配当	△1,905,840	△1,905,840		△1,905,840		△1,905,840
当期純利益	4,418,681	4,418,681		4,418,681		4,418,681
圧縮積立金の取崩	13,268					-
自己株式の取得			△44	△44		△44
自己株式の処分			26,106	57,402		57,402
自己株式の消去			444,108			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					2,316,735	2,316,735
当期変動額合計	2,526,109	2,512,840	470,169	2,570,198	2,316,735	4,886,934
当期末残高	23,724,500	44,219,241	△299,478	48,126,321	4,620,812	52,747,133

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法

また、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間5年に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の取立不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事にかかる責任補修費用の支出に備えるため設定しており、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上することとしております。

賞与引当金	従業員に支給する賞与に備えるため、当期に対応する支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に支給する賞与に備えるため、当期に対応する支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務費用については、発生時に一括費用処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異については、発生時の翌期に一括費用処理しております。</p> <p>なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p>

5. 収益及び費用の計上基準

・電気設備工事業

電気設備工事業は、鉄道電気設備、道路設備、屋内外電気設備、送電線設備の工事請負を行っており、顧客との契約における履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原価比例法によって見積っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・兼業事業

兼業事業は、主に交通施設の標識及び交通安全用品の製造・販売等を行っており、商品及び製品の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

・不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、土地、建物等の賃貸を行っており、賃貸の期間にわたって収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

履行義務の充足に係る進捗度等に基づいて一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高

・ 当事業年度計上額 57,829,233千円

・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,703,895千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権 25,204,626千円

金銭債務 1,034,592千円

3. 債権流動化による売掛債権譲渡高

完成工事未収入金 6,417,116千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 33,499,668千円

仕入高 5,391,116千円

営業取引以外の取引 273,666千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
自 己 株 式				
普 通 株 式	866,538	22	529,392	337,168
合 計	866,538	22	529,392	337,168

(注) 自己株式数の増加22株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

自己株式数の減少529,392株のうち、500,000株は自己株式の消却、29,392株は取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分によるものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	763,669
未払事業税	113,102
賞与社会保険料	120,556
退職給付引当金	1,408,449
土地評価損	312,046
減損損失	8,477
その他	112,929
繰延税金資産計	2,839,232
評価性引当額	△382,503
繰延税金資産合計	2,456,728
繰延税金負債	
土地評価益	△295,300
投資有価証券評価益	△123,618
圧縮積立金	△567,316
その他有価証券評価差額金	△2,126,869
その他	△1,398
繰延税金負債合計	△3,114,503
繰延税金負債の純額	657,775

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社シーディーサービス	所有 直接 100.0 被所有 直接 なし	工事用機材の賃借等に関連する取引	資金の回収(注1)	150,000	長期貸付金(1年内を含む)	1,350,000
その他の関係会社	東日本旅客鉄道株式会社	所有 直接 0.0 被所有 直接 19.6	電気設備工事の施工	電気工事の請負(注2)	33,427,935	完成工事未収入金	23,822,141
その他の関係会社の子会社	J R 東日本レンタリース株式会社	所有 直接 なし 被所有 直接 なし	電気設備工事用車両のリース	軌陸車等のリース料の支払(注2)	430,449	リース債務(1年内を含む)	1,252,452

※取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間10年、元金均等返済としています。なお、担保は受け入れていません。

(注2) 一般取引と同様であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,128円57銭
1株当たり当期純利益	178円39銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

日本リーテック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西谷 直博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本リーテック株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上